

一般財団法人 ^{あいざん}愛山青少年活動推進財団
令和3年度 青少年健全育成事業の助成団体募集要項

1 助成の趣旨

一般財団法人「愛山青少年活動推進財団」は、新しい時代を拓く子供達が、スポーツなどの体験活動や地域の自然や社会、歴史や文化に関わる体験活動を通じて心身共に健全に成長されることを願い、県内諸団体が自主的に県内で実施する青少年育成事業に対し、事業費の一部を助成するものです。

2 助成の対象事業

数年次にわたって継続的に行われる下記に該当する事業のうち、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに実施されるものとします。

- (1) 心身共にたくましい青少年を育成するための活動に関する事業
 - ア スポーツやさまざまな体育活動などによる健全育成事業
 - イ 奉仕・道徳、社会・自然などの体験活動による徳性や感性の涵養に関わる事業
- (2) 山口県に関わる先賢の顕彰、歴史の伝承普及のための活動に関する事業
 - ア 先賢の顕彰や郷土の歴史、文化、人物などに関する研究事業
 - イ ふるさとの風俗・習慣、伝統芸能などの伝承普及事業

3 助成の対象としない事業

次のいずれかに該当するものは対象となりません。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 宗教活動を目的とした事業
- (3) 政治上の問題に関連する事業
- (4) 助成対象事業への青少年の参加者が原則として10名未満の事業
- (5) 学校の授業や行事の一環として行う事業
- (6) 国・県・市・町から委託を受けて行う事業

4 助成金額及び交付の条件

- (1) 助成金の額は、当財団の年度予算の範囲内で、上記2に定める事業に要する総経費の3分の1以内とし、原則として10万円以内とします。
- (2) 事業を実施するために必要なパンフレット等の諸資料、看板等に財団名を必ず記載して、当財団の助成事業であることを周知させてください。
- (3) 毎年継続実施する事業の助成については、原則として3年間を限度とします。

5 助成金の申請方法

- (1) 助成金の交付を希望する団体は、募集要項・交付要綱・申請書等についての内容を確認して同意の上、交付要綱に規定する青少年健全育成事業助成金交付申請書（第1号様式）を締切日までに提出してください。
- (2) 交付要綱・交付申請書・申請書の記入については、財団のホームページからダウンロードできますが、郵送を希望する団体は、電話連絡等により申し出てください。
- (3) 提出いただいた申請書類等は返却しませんので、ご了承ください。

6 助成金の交付決定・結果通知

- (1) 5月下旬に開催する財団の選考会で、助成交付団体及び助成金額を決定し、その結果を6月上旬に文書でお知らせします。
- (2) 助成交付決定団体については、財団ホームページに掲載します。
- (3) 不採択の理由についてのお問い合わせには応じかねます。

7 申請の締切日

令和3年4月30日（金）16：00必着（期限厳守のこと）

8 申請書の提出・問い合わせ先

一般財団法人愛山青少年活動推進財団 事務局長 古川
〒753-0083 山口市後河原25番地（愛山会ビル3階）
Tel：083-932-2660 Fax：083-932-2659
E-mail aizan@kdp.biglobe.ne.jp
ホームページ <https://www.aizankai.com/>



* QRコードから財団のHPへ
アクセスできます